

昭和村老人休養ホーム 指定管理者募集要項

令和8年2月6日

交流人口の拡大等を通じた本村の活性化及び村民福祉の増進と、老人の健全な保健と休養を図る昭和村老人休養ホームの設置目的をより効果的・効率的に行うために、指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

昭和村老人休養ホームしらかば荘（以下「しらかば荘」という。）

(2) 施設の所在地

福島県大沼郡昭和村大字野尻字廻り戸 1,178 番地

(3) 施設概要

昭和村老人休養ホーム指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 利用状況

施設の利用状況（注1）のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 昭和村老人休養ホーム設置条例（以下「設置条例」という。）第4条に規定する事業

(2) 設置条例第6条に規定する業務施設・設備の維持及び管理

(3) 上記業務に付随する業務

※ 具体的な業務内容及び履行方法は、仕様書記載のとおり

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

ただし、昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）において定める指定の取消し等に至ったときは、その限りではありません。

4 指定管理料

協定の締結を行う際に定めることとします。

5 応募資格

(1) 昭和村内に主たる事務所（本店機能）を有し、法人村民税の納入実績がある法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問いませんが、個人は除きます。）

(2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者及び会社更生法、民事再生法等による手続きを行なっているもの。

ウ 地方自治法施行令第167条の4（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当するもの

- エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
オ 本村における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
キ 税及び公共料金を滞納しているもの
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
(4) 指定期間中、安全円滑に、しらかば荘を管理運営できること。
(5) しらかば荘の管理運営に必要な免許を有すること。

6 提出書類

昭和村公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、次の書類を提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

ア 添付書類

- (ア) 事業計画書（経営方針・営業目標・事業実施に向けた体制づくり・その他）
(イ) 収支計画（令和8年度と令和9年度、令和10年度分）
(ウ) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
(エ) 法人にあっては、登記簿の謄本
(オ) 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
(カ) 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにできる書類
(キ) 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにできる書類
(ク) その他村長が必要と認める書類
※ 任意団体においては、指定管理者になることについて、会員の了承を受けたことを証する書類（総会議案書と議事録）

7 申請手続

(1) 説明会の実施

- ・日 時：令和8年2月16日(月) 午後4時から
- ・場 所：昭和村役場会議室
- ・内 容：募集要項等の説明など
- ・手 続：説明会への出席を希望する者は、令和8年2月13日(金)までに産業建設課観光交流係まで電話で連絡してください。（TEL 57-2124）

(2) 質問等

質問がある場合は、質問書を提出してください。

- ・質問受付：令和8年2月6日(金)から令和8年2月13日(金)まで
- ・回答方法：質問に対する回答は説明会や電話及び文書等で行います。

(3) 申請書類提出期間及び提出先

- ・提出期間：令和8年2月16日(月)から令和8年2月20日(金)まで

ただし、土日、祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- ・提出先：〒 968-0103 昭和村大字下中津川字中島 652 番地
昭和村役場産業建設課観光交流係
- ・提出方法：持参又は郵便
- ・提出部数：1 部

8 選定方法

審査会における書類審査及び面接審査を経て、条例第 3 条の規定に基づく次の基準等により、総合的に判断し、指定管理者の候補団体として選定します。

なお、面接審査の開催日時、場所、実施方法等については、別途連絡します。

- (1) 事業計画書の内容が、村民（利用者）の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (5) 業務の遂行上知り得た個人情報その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (6) その他必要な事項（地域住民の雇用等）

9 無効又は失格

以下の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られていなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他、審査会の協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められる場合

10 審査結果の通知

申請者全員に令和 8 年 2 月下旬を目途にお知らせします。

11 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補団体は、令和 8 年第 1 回昭和村議会定例会に議案を提出の上、議決後に施設の管理業務等について協議し、協定書を締結します。

なお、指定管理者は、指定管理者として指定されたら、直ちに業務開始のための準備事務を行う必要があります。

12 その他

- (1) 指定管理者は、監理業務を行うため、新に職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に配慮すること。
- (2) 指定管理者の候補団体が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

- (3) 提出書類は返却いたしません。
- (4) 審査会の選定結果について異議の申し立てはできません
- (5) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- (6) 提出書類は、必要に応じて複写します。(使用は役場、審査会での検討の際に限ります。)
- (8) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

質問書

令和 年 月 日

昭和村長 様

団体名

代表者名

担当者名
(電話番号 :)

施設名 昭和村老人休養ホームしらかば荘

質問事項	具体的な内容